

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区
との間の協定の説明書

外務省

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	国際民間航空条約との関係	一
2	両締約者の航空企業が享有する特権等	一
3	協定業務の開設及び運営のための手続及び条件	二
4	協定業務の運営に関する原則	二
5	運賃の確定手続	三
6	民間航空の保安のための措置	三
7	航空の安全のための措置	三
8	付表	三
9	交換公文	三
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、マカオから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とマカオとの間の人的交流の拡大を踏まえ、平成二十一年（二千九百九十九年）五月にマカオとの間で航空協定を締結するための交渉を行い、協定案文について実質的な合意に達した。これを踏まえ、平成二十二年（二千九百九十九年）二月十日にマカオにおいて、日本側在香港佐藤総領事とマカオ側劉仕堯運輸公共事業庁長官との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、我が国とマカオとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、両締約者によりそれぞれ指定される航空企業（以下「指定航空企業」という。）は、この協定に基づき、その付表の定めるところにより、両締約者の間の定期航空路線を開設し、及び運航することができることとなる。

(2) 近年我が国とマカオとの間では、人的交流が拡大している。政府としては、今後の人的交流の拡大に基づく需要予測にかんがみ、マカオとの間で航空協定を締結する意義があると判断した。

この協定に従って我が国とマカオとの間の定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営が可能となることにより、我が国とマカオとの間の人的及び経済的な交流が更に促進されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十一箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す付表から成っているほか、この協定とともに交換公文が作成されており、それらの内容は、次のとおりである。

1 国際民間航空条約との関係（第二条）

両締約者は、この協定の実施に当たり、国際民間航空条約の規定が国際航空業務に適用される限度においてこれらの規定に従って行動する。

2 両締約者の航空企業が享有する特権等（第五条から第七条まで）

- (1) 一方の締約者の航空企業は、他方の締約者の協定地域を無着陸で通過することができる（いわゆる第一の自由）ほか、当該他方の締約者の協定地域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる（いわゆる第二の自由）（第五条1）。
 - (2) 一方の締約者の指定航空企業は、付表に定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約者の協定地域内の地点に着陸して定期的に両締約者間の貨客を運送することができる（いわゆる第三及び第四の自由）とともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約者の協定地域内の地点との間の貨客を運送することができる（いわゆる第五の自由）（第五条2）。
 - (3) 一方の締約者の指定航空企業は、他方の締約者の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられる（第六条）とともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約者の関税等を免除される（第七条）。
- 3 協定業務の開設及び運営のための手続及び条件（第四条及び第八条）
 - (1) 特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約者が当該路線を運航する自らの航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約者からその法令に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる（第四条）。
 - (2) 一方の締約者は、他方の締約者の指定航空企業が当該他方の締約者の協定地域において設立され、かつ、主たる営業所を有していない場合には、特権を与えないことができるほか、当該他方の締約者の指定航空企業が当該一方の締約者の法令又はこの協定を遵守しなかった場合には、当該指定航空企業の特権の行使を停止させ、又は必要な条件を付すことができる（第八条）。
 - 4 協定業務の運営に関する原則（第九条から第十一条まで）
 - (1) 両締約者の指定航空企業は、両締約者の協定地域間の協定業務につき公平かつ均等な機会を与えられる（第九条）とともに、一方の締約者の指定航空企業は、他方の締約者の指定航空企業の業務に不当な影響を及ぼさないように協定業務を運営しなければならない（第十条）。
 - (2) 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならず、その需要のうち当該指定航空企業を指

定した締約者の協定地域発着の貨客を運送すること（すなわち、第三及び第四の自由の行使）を主目的として輸送力を供給する。当該指定航空企業を指定した締約者の協定地域内の地点以外の地点間の貨客の運送（第五の自由の行使）は、二次的なものであり、したがって、その運送を主目的とした輸送力を供給して業務を行うことはできない（第十一条）。

5 運賃の確定手続（第十二条）

(1) 各締約者の航空当局は、自らの協定地域から出発する協定業務のための運賃を認可する権利を有するが、他方の締約者の協定地域から出発する協定業務のための運賃について一方的な措置をとってはならない。

(2) 一方の締約者の航空当局が要請した場合には、運賃に関して両締約者の航空当局間で協議を行い、合意に達しないときは、運送が発する協定地域における締約者の航空当局の決定による。

6 民間航空の保安のための措置（第十四条）

両締約者は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとる。一方の締約者は、緊急事態においては他方の締約者の指定航空企業の運航を停止させ、又は必要な条件を付することができる。

7 航空の安全のための措置（第十五条）

一方の締約者は、他方の締約者に対し、航空の安全に関する協議を要請することができるほか、自らの協定地域内において当該他方の締約者の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができる。また、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約者の指定航空企業の運航を停止させることができる。

8 付表

両締約者の指定航空企業が運営することのできる路線を具体的に定める。

9 交換公文

この協定に関連し、両締約者が自らの協定地域内における他方の締約者の指定航空企業による支店設置等を相互に認めることについて定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び特別の予算措置を必要としない。